

# 第3回禁煙治療セミナー講演録

## 総論：未成年喫煙の過去、現在、未来

### ～2010年度未成年者喫煙ゼロ目標は達成できるのか？～

山岡雅顕

洲本市健康福祉部参事・洲本市応急診療所所長

キーワード：未成年喫煙、健康日本21、FCTC（タバコ規制枠組条約）、タバコ自動販売機

#### 1. はじめに

2010年度は、2000年に計画された健康日本21における未成年喫煙率ゼロの目標年度にあたる。本セミナーでは未成年喫煙についての実態や対策、効果を過去・現在・未来にわけて提示し、未成年喫煙率ゼロが達成できるのか、そしてこれからなにをすべきかを述べて総論としたい。

#### 2. 未成年喫煙の過去

##### ～子どもたちにタバコ売り放題～

##### 2-1. 未成年者喫煙禁止法

明治のころ、生徒が学校で喫煙したりするなど幼者の喫煙が社会問題化していた。明治32年(1899年)12月7日、根本正ら4名の衆議院議員が「幼者喫煙禁止法案」を提出し、第1条は「十八歳未満ノ幼者ハ煙草ヲ喫スルコトヲ得ス」と規定、提出理由を「徴兵するときに強い兵隊がとれない」とした。翌明治33年(1900年)、「18歳未満」を「未成年者」と対象年齢を引き上げた「未成年者喫煙禁止法案」が衆議院・貴族院で可決・施行された。その後、昭和22年(1947年)の民法改正に伴い、第1条の「未成年者」が「満二十年ニ至ラサル者」と改正された。また、平成12年(2000年)、販売者への罰則を定めた第5条、第6条が改正され、翌平成13年(2001

年)、年齢確認義務を定めた第4条が改正された。

##### 2-2. タバコ業界の自主規制と本音

タバコ業界はテレビ・ラジオ・雑誌のタバコ広告や、未成年者に人気のある芸能人の起用等の自主規制(1985年～)、小中高校周辺の屋外広告自主規制(1995年～)などを進めてきた。しかしタバコ産業は子どもたちを重要なターゲットとしてきた<sup>1)</sup>。街中にはタバコ広告があふれ、タバコの価格も先進諸国より安く、若者や女性受けする景品をつけて誘惑し、タバコ自動販売機(以後自販機)で子どもが簡単に購入できる時代が長く続いた。自販機は最盛期で全国に約63万台あり、23時から5時まで稼働停止の自主規制が99%達成できたと業界は言っていた<sup>2)</sup>が、残りがわずか1%としても、24時間稼働している自販機が全国に数千台はあったのである。

##### 2-3. 淡路島全校一斉喫煙状況調査

淡路医師会が、淡路島内の児童生徒約1万9千人を対象に実施した2003年の調査<sup>3)</sup>では、小学校1年生ですでに、男子6.9%、女子2.5%に喫煙経験があり、喫煙率は中学以降に急増していた。タバコの入手源としては、小学生は家のタバコ、中1はもらいタバコ、中高生は屋外自販機が中心であった。また、タバコ1箱500円になれば中高生の6～7割がタバコをやめると回答した。タバコの警告文については、現行の「タバコは20歳になってから」では「むしろ吸いたくなる」と答えた中高生が1割近くおり、「肺癌」や「老化」などの文言の方がより「吸わないでおこう」と思わせることがわかった。淡路医師会では調査結果をもとに、兵庫県知事、淡路県

#### 連絡先

〒656-0027  
兵庫県洲本市港2番26号 洲本市健康福祉館  
洲本市応急診療所 山岡雅顕  
TEL: 0799-24-6340 FAX: 0799-22-3078  
e-mail: masaaki.yamaoka@nifty.ne.jp  
受付日2011年3月1日 採用日2011年5月17日

民局長、たばこ事業審議会、兵庫県警、近畿財務局、淡路教育事務所に提言を行った。

## 2-4. 健康日本21

2000年に策定された健康日本21における喫煙対策は、①喫煙の健康影響についての知識を普及。②未成年の喫煙をなくす。③受動喫煙対策を進め、知識を普及。④禁煙支援プログラムを全ての市町村で。という4項目であったが、厚生省の当初の原案は、①未成年の喫煙をなくす ②成人喫煙率を全体として半減させる ③国民一人当たりのたばこ消費量を半減させる という3項目であった。しかしながら成人喫煙率・タバコ消費量の半減目標は、心ある人々の願いむなくして圧力に屈して削除された<sup>4)</sup>。これに続く健康日本21地方計画においても喫煙率の数値目標のない計画が相次いだ。

表1 健康増進法

2002年7月26日可決・成立、8月2日公布、2003年5月1日施行

**表1. 健康増進法**  
2002年7月26日可決・成立、8月2日公布、2003年5月1日施行

**第25条 受動喫煙の防止**

**学校**、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

第3回禁煙治療セミナー「未成年の喫煙」総論 2010年9月20日松山

表2 FCTC (タバコ規制枠組条約)

日本国は2004年3月9日に署名、6月8日に批准。条約は2005年2月27日発効。全38条

**表2. FCTC (タバコ規制枠組条約)**

日本国は2004年3月9日に署名、6月8日に批准。条約は2005年2月27日発効。全38条。

第6条 タバコの需要を減少させるための価格及び課税に関する措置

第8条 タバコの煙にさらされることからの保護

第11条 タバコ製品の包装及びラベル

第12条 教育、情報の伝達、訓練及び啓発

第13条 タバコの広告、販売促進及び後援

第14条 タバコへの依存及びタバコの使用の中止についてのタバコの需要の減少に関する措置

第16条 未成年者への及び未成年者による販売  
(未成年喫煙に関連する部分抜粋)

第3回禁煙治療セミナー「未成年の喫煙」総論 2010年9月20日松山

## 3. 未成年喫煙の現在 ~実効的な規制の始まり~

### 3-1. 健康増進法

健康日本21を法的に裏付けるために定められたのが平成15年(2003年)に施行された健康増進法である。この第25条(表1)において、わが国で初めて法的な受動喫煙規制が明記された。対象施設の最初に「学校」と記載されたが、学校の禁煙化は、受動喫煙防止だけでなく、未成年喫煙防止にも有効とされており<sup>5)</sup>、この点でも注目すべきことであった。第25条には罰則はないものの、施設管理者の受動喫煙防止責任が明記されたことから、特に学校や公共施設などでの禁煙化が進み始める契機となった。

### 3-2. FCTC (タバコ規制枠組条約)

わが国も批准し平成17年(2005年)に発効したFCTCは全38条からなる。わが国ではまだ実効的な効果をあげているとは言い難いが、この国際条約は、憲法と一般法の間に位置する強い効力を有している。このうち未成年喫煙に関係する部分を掲げる(表2)。

第6条はタバコ価格に関する項目であるが、未成年者は、成人以上にタバコ価格の上昇に対する需要減少の効果が大きいことがわかっており(価格弾力性が大)、2010年10月の1箱100円というかつてないタバコ値上げの効果が今後期待される。

第8条は受動喫煙対策であるが、学校の敷地内禁煙化はほとんどの都道府県に広がっている。2002年に演者が開設した「学校の禁煙」ホームページ<sup>6)</sup>に学校の禁煙情報を掲載しているが、ここに寄せられている児童生徒たちの声も掲載している。学校の敷地内禁煙にはさまざまな意義(表3)があり、今後

表3 学校敷地内禁煙の意義

受動喫煙防止だけでなく、未成年喫煙防止や禁煙など波及効果が大きい

**表3. 学校敷地内禁煙の意義**

- 児童生徒の喫煙防止
- 児童生徒/教職員の禁煙のきっかけ
- 児童生徒/教職員の受動喫煙防止
- 児童生徒/教職員の禁煙継続
- 範を示す
- 費用ゼロ
- 社会へのインパクト

第3回禁煙治療セミナー「未成年の喫煙」総論 2010年9月20日松山

大学を含めたすべての学校で、広報・禁煙支援も含めて、徹底していくべきである。

第11条のタバコ製品に表示される警告についてであるが、日本のような文字だけのわかりにくいものではなく、写真入りのインパクトのある、大きな警告表示が求められている。

第12条は喫煙防止教育についてであるが、学習指導要領では保健体育の一部で扱うようになっているが、タバコ問題の真実を伝えるべく着実な実施が求められる。

第13条は広告やスポンサーシップについてであり、わが国ではJTによるバレーボールや将棋、ゴルフなどの後援が目立つが、これらはFCTC違反である。

第14条はタバコ依存の治療についてであるが、未成年者の喫煙に対しては「罰ではなく治療」の対応をするべきであり、若年者の保険治療の障害となっている「喫煙指数200以上」という現行の条件を撤廃して、未成年者が禁煙治療を受けやすくすべきである。

第16条は未成年者のタバコ入手についてであるが、わが国ではタスポカードが2008年7月1日から導入されたものの、未成年者がタスポカードで購入している事例や、コンビニなどの対面販売でも、未成年者に販売している事例<sup>7)</sup>が増えていることが明らかとなっている。

#### 4. 未成年喫煙の未来

##### ～未成年者喫煙ゼロは達成できるのか～

##### 4-1. 未成年者喫煙率ゼロは達成できるのか

未成年喫煙率の全国調査には、尾崎らの調査<sup>8)</sup>と

勝野らの調査<sup>9)</sup>がある。これに洲本市応急診療所受診者の未成年喫煙率をグラフにしてみた(図1、図2)。結論として、未成年者喫煙率は、残念ながら2010年度にはゼロにならない。しかし、2000年以降はいずれの調査をみても確実に減少に転じており、ゼロを目指す対策が必要である。

##### 4-2. 未成年者喫煙率ゼロを達成するために

子どもの喫煙率には親の喫煙、特に母親の喫煙の影響が大きいことが分かっており<sup>7)</sup>、直近の調査結果で20歳代女性の喫煙率の減少傾向があることから、子どもの喫煙に対する好影響が期待されるが、今後も妊婦や若年女性の喫煙防止対策が重要である。

未成年者のタバコの入手源としては、コンビニやタバコ店での対面販売やタスポカードを使った自販機等のほか、2010年9月からようやく規制<sup>10)</sup>が始まったインターネット販売などがあるが、対策には限界があり、自販機やインターネットによるタバコ販売は成人も含めて禁止すべきである。

また、「ファイアープレイク」や「ゼロスタイルミント」といった、煙は出ないが依存性や有害性がある新型タバコが未成年者に流行する懸念もあり、注意が必要である。

そして国際的にも喫煙抑止に最も効果が大きいとされているのがタバコ価格の値上げであり、1箱1,000円を目指していくべきである。

2010年7月にアメリカの未成年喫煙率低下政策が失敗したという報道があった<sup>11)</sup>が、減少傾向だった高校生の喫煙率が、20%で下げ止まっているという内容であった。その原因として、「水タバコと

図1 未成年者毎日喫煙者率の推移

尾崎らの4年毎の調査では2000年をピークに減少に転じている

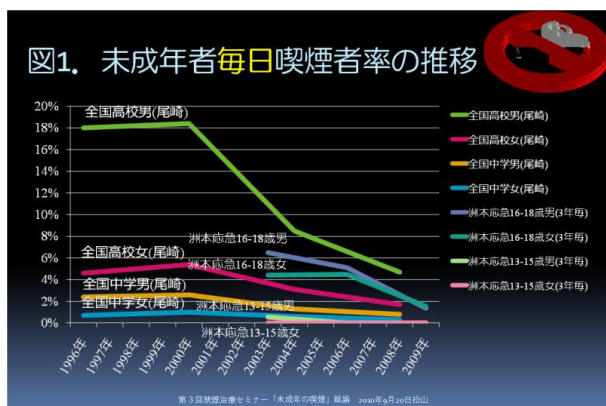
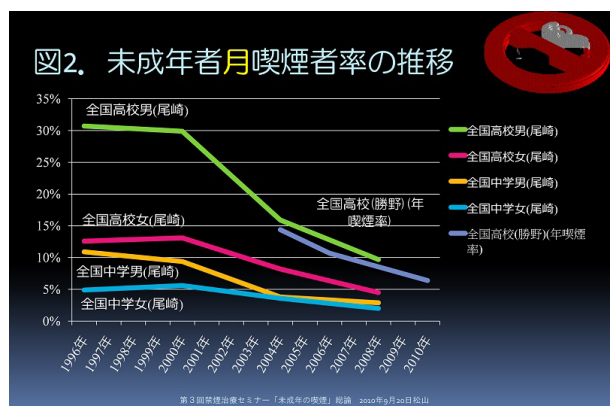


図2 未成年者月喫煙者率の推移

月喫煙者率についても減少傾向にあるが、2010年度ゼロ%達成は難しい



無煙タバコの流行」「肥満キャンペーンに資金を取られた」ということがあげられているが、他山の石とすべきであろう。

## 5. おわりに

未成年喫煙率が成人喫煙率とともに低下して、社会の興味が薄れていくこれからの危険である。タバコ産業は必ず子どもにタバコを吸わせる手を打ってくるので油断をしないで欲しい。

### 参考文献・ホームページ

- 1) 悪魔のマーケティング タバコ産業が語った真実 : ASH - Action on Smoking and Health, 切明義孝・津田敏秀・上野陽子・翻訳. 日経BP社, 東京, 2005.
- 2) たばこ塩産業新聞販売流通版2008年6月15日号1面記事.
- 3) 淡路医師会: 淡路圏域における未成年喫煙防止のための小・中・高校等の児童・生徒および学校の喫煙状況調査報告, 教育アンケート調査年鑑2003下, 110-116, 2003, 創育社
- 4) 半減目標は実は賛成多数だった-健康日本21決定の真実-ホームページ (2002年2月23日開設, 2011年2月28日最終アクセス)
- 5) Laurence Moore, Chris Roberts, Chris Tudor-Smith : School smoking policies and smoking prevalence among adolescents: multilevel analysis of cross-sectional data from Wales. *Tob Control* 2001; 10: 117-123.
- 6) 学校の禁煙化を支援するホームページ (2002年3月12日開設, 2011年2月28日最終アクセス) <http://nosmoke.web.infoseek.co.jp/gakkou/>
- 7) 内閣府: 平成20年度 青少年有害環境対策推進事業 (青少年の酒類・たばこを取得・使用させない取組に関する意識調査) 報告書
- 8) Osaki Y, Tanihata T, Ohida T, et al : Decrease in the prevalence of smoking among Japanese adolescents and its possible causes: periodic nationwide cross-sectional surveys. *Environ Health Prev Med* 2008; 13 (4) : 219-26.
- 9) 勝野眞吾他: 高校生の喫煙, 飲酒, 薬物乱用の実態と生活習慣に関する全国調査2006. 兵庫教育大学教育・社会調査研究センター報告書 2007 : 1-123.
- 10) 財務省理財局長通知: インターネット等の通信販売により製造たばこを販売する場合の年齢確認等について, 2010年9月9日
- 11) ニューヨークタイムズ記事: Teenage Smoking Rates Spur Calls to Renew Anti-Tobacco Campaigns, 2010年7月8日